

事案の詳細

第1 勧告の理由

1 取引に関する概要事実

- (1) アマゾンジャパン合同会社（以下、「アマゾンジャパン」という。）は、総合物販オンラインモールである Amazon.co.jp（以下「本ウェブサイト」という。）を提供している事業者であり、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号。以下「透明化法」ないし「法」という。）透明化法第4条第1項の規定により特定デジタルプラットフォーム提供者（法第2条第6項）として指定されている。

商品等提供利用者（以下「出品者」という。）は、本ウェブサイトを通じて商品を出品する場合、出品者用ポータルサイトである「セラーセントラル」上にて、UPC、ISBN、EANなどの製品コード（GTIN）コード等を使用して商品情報を登録する。また、商品情報を登録する際、出品者は当該商品の「商品タイプ」及び「ブラウズノード」を選択する（以下、出品者が選択したこれらを「商品カテゴリー」と総称する。）。出品者は、出品しようとする商品に関連する「ブラウズノード」が複数ある場合には、任意に1つまたは複数の「ブラウズノード」を選択することができる。

商品タイプとは、類似する項目を共有する一連の商品群をいう。出品時に適切な商品タイプを選択すると、その商品タイプの商品について入力すべき推奨項目が表示される。

ブラウズノードとは、一般利用者（以下「購入者」という。）が本ウェブサイトにおいて商品を探しやすくなるように、商品を階層化して分類したものであり、本ウェブサイト上の商品詳細ページの上左端に表示される。

出品者が商品タイプ及びブラウズノードを選択する方法としては、①予め自ら「お気に入り」登録しておいた商品タイプとブラウズノードを選択する方法、②商品名等を入力することにより該当する商品タイプとブラウズノードを検索し選択する方法、および、③商品タイプとブラウズノードの一覧から選択する方法の3通りの方法がある。

- (2) 出品者が本ウェブサイト上で販売活動を行う場合、月間登録料、出品手数料、基本成約料、販売手数料などの各種手数料を、アマゾンジャパンに対して支払う。

このうち、販売手数料とは、販売された商品ごとに課せられる手数料であり、商品の販売価格に手数料率を乗じて計算する。手数料率はヘルプページ「Amazon 出品サービスの手数料」¹に掲載されている商品のカテゴリーごとに定められている（以下、販売手数料の料率を分けるカテゴリーを「手数料カテゴリー」という。）。

2 違反事実

- (1) 適用される手数料カテゴリーに関する開示

ア 実際の状況

出品者が本ウェブサイト上で販売する個々の商品に適用される手数料カテゴリーは、アマゾンジャパンが、商品タイプなどの考慮要素に基づいて決定している。出品

¹ <https://sellercentral.amazon.co.jp/help/hub/reference/external/G200336920>

者による商品登録において商品がアマゾンジャパンの正しいと考える商品タイプに紐づけられていない場合には、アマゾンジャパンの判断で商品タイプを補正することがあり、これに伴って手数料カテゴリーも補正・変更されることがある。このため、アマゾンジャパンの判断次第で、適用される出品者の選択した商品カテゴリーとは一致しないことになる。

イ 開示の状況

- (ア) 「Amazon サービスビジネスソリューション契約」²S-4条では、販売手数料が「Amazon による商品分類にしたがってサービス利用者の取引の対象商品の商品カテゴリーに適用される、サービス利用者の商品の取引時の Amazon 出品サービスの料金体系で規定される、サービス利用者の取引の売上高の該当する料率」であると開示されている。手数料は契約関係において最も重要な要素の一つであることから、手数料カテゴリーは本ウェブサイトの提供条件に該当するものと解されるどころ、ここでは出品者の選択した商品カテゴリーと適用される手数料カテゴリーが異なり得ることや、それを前提にアマゾンジャパンが適用される手数料カテゴリーの決定主体であることは開示されていない。また、文意上困難であるが、仮に「Amazon による商品分類」の文言を拡張的に解釈して開示されていると見たとしても、商品等提供事業者に対する提供条件の開示の趣旨に照らし、適用される手数料カテゴリーをアマゾンジャパンが決定することが明確な表現で開示されているとは認められない。
- (イ) アマゾンジャパンのヘルプページ「ASIN の商品タイプ」³では、「3. Amazon では、適切な商品タイプを選択するためにどのように支援してくれますか？」との質問に対する回答中で、「商品を 1 点ずつまたは一括アップロードで出品する際、商品タイプピッカー及びキーワード検索を使用すると、ブラウザノードに関連する商品タイプが表示されます。Amazon では、ASIN を正しい商品タイプに再割り当てするために使用する内部自動アルゴリズムに基づいて、商品を別の商品タイプに再分類することがあります」と記載されている。しかし、ここではアマゾンによる別の商品タイプへの再分類が適用される手数料に結び付くことには言及されておらず、アマゾンジャパンが適用される手数料カテゴリーを決定することは開示されていない。また、アマゾンジャパンによる支援との文脈での記載となっていることからしても、商品等提供事業者に対する提供条件の開示の趣旨に照らし、適用される手数料カテゴリーをアマゾンジャパンが決定することが明確な表現で開示されているとは認められない。
- (ウ) ヘルプページ「Amazon 出品サービスの手数料」には、各手数料カテゴリー名とそれに適用される販売手数料の率及び最低販売手数料が記載されているが、具体的な商品の各手数料カテゴリーへの帰属を決定する基準は示されていない。

ウ 事例

前記ア及びイのような状況下、経済産業省が運営する相談窓口に寄せられた複数の事案において、アマゾンジャパンが出品者に対し、出品者の選択した商品カテゴリー

² <https://sellercentral.amazon.co.jp/help/hub/reference/external/G1791>

³ <https://sellercentral.amazon.co.jp/help/hub/reference/external/GYV2F6WS9N9FDYD9>

とは異なる販売手数料カテゴリーを適用し、商品カテゴリーに対応する販売手数料より高額な販売手数料を徴収する行為が認められた。

エ 2024年5月14日のポリシー変更について

- (ア) アマゾンジャパンは、2024年5月14日、「手数料カテゴリーのガイドライン」⁴、「手数料のカテゴリーについて」⁵、「販売手数料の返金ポリシー」⁶その他2点⁷の文書の各ヘルプページ・ポリシーを新設ないし更新して公表した。
- (イ) しかし、これらの文書中、「手数料のカテゴリーについて」では、手数料カテゴリーがブラウズノードと一致している場合とそうでない場合がある旨が記載されているものの、アマゾンジャパンが適用される手数料カテゴリーの決定主体であることは示されていない。なお、「販売手数料の返金ポリシー」では、カテゴリー分類や適用された販売手数料に異議がある場合、出品者が再調査や返金を申請する方法が記載されているが、異議をアマゾンジャパンが認めない場合にはアマゾンジャパンの決定した手数料カテゴリーが適用される前提が取られている。
- (ウ) 同「販売手数料の返金ポリシー」では、出品者が返金依頼をする方法として、上記「手数料カテゴリーのガイドライン」で商品が具体的に言及されていない場合は、商品をどのカテゴリーに分類すべきか、およびその理由を記載するように求めている。しかし、「手数料カテゴリーのガイドライン」では、手数料カテゴリーと各カテゴリーに属する商品例が羅列されているが、当該商品例が当該手数料カテゴリーに属する判断基準は何ら示されていない。このため、出品者が例示されていない商品について異議を申立てるに際して、適用する手数料カテゴリーを変更したアマゾンジャパンの考え方に対応する理由を検討して記載することは困難にならざるを得ない。加えて、判断基準等の手掛かりを欠くことから、異議申立てに対するアマゾンジャパンの恣意的な判断を抑止する客観的な担保も欠いており、販売手数料という本ウェブサイト上での取引に係る基本的な提供条件でありながら、出品者にとっての予測可能性が欠けた状況になっている。
- (エ) なお、「手数料のカテゴリーについて」のヘルプページでは、手数料カテゴリーは「商品の出品要件やブラウズツリーガイドとは異なり、独立したもの」と記載されているが、このような開示は、アマゾンジャパンから経済産業省に説明された考慮要素などからするとやや措辞適切を欠く面があり、出品者の側での手数料カテゴリーの適用に関する誤認を招く可能性が残る。

オ 小括

特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者に対し、特定デジタルプラットフォームを提供する場合の条件（提供条件）を開示するにあたっては、利用者にとって明確かつ平易な表現を用いて記載しなければならない（法第5条第1項、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則（令和3年経済

⁴ <https://sellercentral.amazon.co.jp/help/hub/reference/external/GFD6HLGAEZC9VBGJ>

⁵ <https://sellercentral.amazon.co.jp/help/hub/reference/external/GNJSJ7GP26PD5XWJ>

⁶ <https://sellercentral.amazon.co.jp/help/hub/reference/external/GRRJCFXD6474GRLY>

⁷ 「プログラムポリシーの変更」:

<https://sellercentral.amazon.co.jp/help/hub/reference/external/GQHQBTD7XB7EECN>

「在庫保管手数料」: <https://sellercentral.amazon.co.jp/help/hub/reference/external/G200612770>

産業省令第1号。以下「省令」という。) 第5条第1項第1号) ところ、以上より、2024年5月13日以前における開示内容では、出品者の選択した商品カテゴリーと適用される手数料カテゴリーが異なり得ることや、それを前提にアマゾンジャパンが適用される手数料カテゴリーの決定主体であることが明確な表現で開示されているとは認められず、具体的な商品の各手数料カテゴリーへの帰属を決定する基準も開示されていなおらず、前記規定を遵守していないと認められる。また5月14日以降の開示内容についても、出品者にとってその選択した商品カテゴリーと異なる手数料カテゴリーをアマゾンジャパンが決定することが明確な表現で開示されているとは認められず、商品例が当該手数料カテゴリーに属する判断基準も開示されておらず、前記不遵守を十分に是正したものとはいえない。

(2) 個々の販売商品の販売手数料変更に関する事前通知

ア 実際の状況

(ア) 前記2(1)アのとおり、出品者が本ウェブサイト上で販売する商品に適用される手数料カテゴリーは、アマゾンジャパンが、同社のアルゴリズムに基づいて決定しており、このため、アマゾンジャパンの判断次第で、適用される出品者の選択した商品カテゴリーとは一致しないことになる。このことにより、出品者が出品した商品につき、その選択した商品カテゴリーと同じ手数料カテゴリーにより販売手数料の請求が一回以上なされた後になって、アマゾンジャパンの判断次第で、前回請求時よりも高額な販売手数料カテゴリーを適用して販売手数料を請求するということがあり得る。

(イ) このような状況下、経済産業省が運営する相談窓口寄せられた複数の事案において、アマゾンジャパンが出品者に対し、販売手数料の請求が一回以上した後に、事前に通知することなく、販売手数料カテゴリーを変更し、より高額な販売手数料を請求する行為が認められた。

イ 開示の状況

(ア) 出品者は、商品情報を登録すれば、実際に当該商品が販売される前であっても、セラーセントラルの「在庫管理」の画面で、当該商品に適用される手数料カテゴリーを確認することができた。また、出品中の商品については、セラーセントラルにおいて「出品レポート」のうち「手数料見積もりレポート」を出力することによっても現在の販売価格に基づいた販売手数料の見積額を確認することが可能であった。但し、出品者が手数料カテゴリーを確認するには、①「在庫管理」の画面に移動し、②検索ボックスに当該商品のSKUまたはASINを入力し、③商品あたりの手数料の見積り額の列の値をクリックし、④販売手数料の値の横にある情報アイコンをクリックする必要があった。さらに、「手数料見積もりレポート」では、販売手数料の見積額を確認することができても、適用される手数料カテゴリーを確認することはできず、アマゾンジャパンに問い合わせるか、「在庫管理」の画面での確認作業が必要であった。

- (イ) アマゾンジャパンは、手数料が請求された後の同一ないし同種商品の販売手数料の変更前に、その相手方に対してメールその他の手段によるプッシュ通知をしていなかった。
- (ウ) 特定デジタルプラットフォーム提供者は、商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件の変更を行う場合には、15日以上前（商品等提供利用者が当該行為により生じる作業又は調整のために15日より長い日数を要することが見込まれる場合は、当該作業又は調整のために要すると見込まれる合理的な日数を確保した日）に、その内容及び理由を開示しなければならない（法第5条第4項第2号、省令第11条第1項第1号・第2号）。前記のとおり手数料カテゴリーは本ウェブサイトの提供条件に該当するところ、一度、出品者に対して特定の商品についてある手数料カテゴリーで請求された場合、当該出品者との関係ではその商品につき適用された手数料カテゴリーが提供条件となっており、同種の商品に適用される手数料カテゴリーが変更される場合、当該出品者との関係では提供条件の変更を行う場合に該当するものと解される。
- (エ) 一度、ある商品につき特定の手数料カテゴリーで販売手数料が請求された場合、その出品者には、特段の事情がなければ同種商品につき同じ手数料カテゴリーで販売手数料が計算されるものとする正当な期待が発生しており、手数料カテゴリーが変更される旨の通知などがなされていなければ、出品者自らが積極的に探索して手数料カテゴリーを確認することを期待することは困難である。このような事実関係の下で、透明化法の求める開示がなされたと評価されるためには、単に抽象的にアクセスが可能であったというだけでは足りず、当該出品者に対して、透明化法所定の日までに、メールその他当該出品者が通常認識できる手段により、手数料カテゴリーの変更にかかる事実を通知するか、もしくは、「在庫管理」画面での手数料の変更の確認を促す必要があるものと解される。このことからすると、アマゾンジャパンが、一度出品者に対して販売手数料を請求した商品にかかる手数料カテゴリーの変更前に、その内容を開示していたと評価することはできない。
- (オ) 加えて、出品者が「在庫管理」で手数料カテゴリーを、「手数料見積もりレポート」で販売手数料額を確認することができたとしても、変更の理由は開示されていない。
- (カ) よって、法第5条第4項第1号、省令第11条第1項第1号・第2号を遵守していないと認められる。

ウ 新たなシステムの導入について

なお、アマゾンジャパンからは、手数料カテゴリーの新たな自動モニタリングシステム（以下、「新システム」という。）を導入する予定である旨の報告がされている。この新システムは、登録されている商品情報を解析し、アマゾンジャパンの正しいと考える手数料カテゴリーに分類されていないと判断した場合、90日前の事前通知のうえアマゾンジャパンの正しいと考える手数料カテゴリーに分類し直し、以後の販売分について正しい手数料カテゴリーに基づいた販売手数料を適用するというものである。今後運用開始が予定されている新システムによって透明化法を遵守しているといえるためには、新システムによる出品者に対する通知文に、変更の内容及び理由が、

出品者の理解及び予測可能性の観点から十分に記載されていることが必要となる。このため、この点も含めて履行の確保及び経済産業省への報告を求める。

(3) 手数料カテゴリーの変更に関する事前通知

ア 手数料カテゴリーは「Amazon 出品サービスの手数料」ページに記載されているところ、少なくとも、以下の各時点での内容の間には、下記イ～エで述べるような変更が生じている。

- ・2023年3月31日（この時点の手数料カテゴリーを「手数料カテゴリー①」という。）
- ・2023年7月6日（この時点の手数料カテゴリーを「手数料カテゴリー②」という。）
- ・2024年5月7日（この時点の手数料カテゴリーを「手数料カテゴリー③」という。）
- ・2024年5月28日（この時点の手数料カテゴリーを「手数料カテゴリー④」という。）

イ 手数料カテゴリー①と手数料カテゴリー②とでは、以下の内容が異なっている。

- ・「CD・レコード」（販売手数料：15%）が「ミュージック」（販売手数料：15%）に変更。
- ・「おもちゃ&ホビー」（販売手数料：10%）が「おもちゃ」（販売手数料：10%）に変更。

ウ 手数料カテゴリー②と手数料カテゴリー③とでは、以下の内容が異なっている。

- ・「エレクトロニクス（AV機器&携帯電話）」（販売手数料：8%）が「テレビ・レコーダー」（販売手数料：8%）、「携帯電話・スマートフォン」（販売手数料：8%）に変更。
- ・「楽器」（販売手数料：10%）が「楽器・オーディオ」（販売手数料：10%）に変更。
- ・「健康家電・理美容家電」（販売手数料：10%）が追加。
- ・「おもちゃ」（販売手数料：10%）が「おもちゃ&ホビー」（販売手数料：10%）に変更。
- ・「TVゲーム機本体」（販売手数料：8%）、「電子辞書」（販売手数料：8%）が追加。
- ・「ホーム（インテリア・キッチン）」、「ホーム（家具）」（いずれも販売手数料：15%）が「ホーム&キッチン」（販売手数料：15%）に変更。
- ・「ホームアプライアンス」（販売手数料：15%）が削除。
- ・「生活・キッチン家電」、「浄水器・整水器」（いずれも販売手数料：10%）が追加。
- ・「ビール」（販売手数料：6.5%）が追加。
- ・「シューズ&バッグ」（販売手数料：商品1点あたりの売上の合計のうち、7,500円以下の部分については商品代金の12%、1商品あたりの売上合計が7,500円を超える部分には、商品代金の6%）が「シューズ」、「バックパック、ハンドバッグ、旅行かばんトラベル用品」（いずれも販売手数料：商品1点あたりの売上の合計のうち、7,500円以下の部分については商品代金の12%、1商品あたりの売上合計が7,500円を超える部分には、商品代金の6%）に変更。

エ 手数料カテゴリー③と手数料カテゴリー④とでは、以下の内容が異なっている。

- ・「本」「ミュージック」「DVD」「ビデオ」（いずれも販売手数料：15%）が「メディア - 本、DVD、ミュージック、PCソフト、ビデオ」（販売手数料：15%）に変更。
- ・「テレビ・レコーダー」「携帯電話・スマートフォン」「カメラ」（いずれも販売手数料：8%）が「エレクトロニクス」（販売手数料：8%）に変更。
- ・「楽器・オーディオ」（販売手数料：10%）が「楽器およびAV制作機器」（販売手数料：10%）に変更。
- ・「タイヤ」（販売手数料：10%）が追加。
- ・「TVゲーム」（販売手数料：15%）が「TVゲーム&ゲーム用アクセサリ」（販売手数料：15%）に変更。
- ・「電子辞書」（販売手数料：8%）が削除。
- ・「生活・キッチン家電」（販売手数料：10%）が「ホーム&キッチン家電」（販売手数料：10%）に変更。
- ・「大型家電」（8%）が「小型家電」及び「大型家電」（いずれも8%）に変更。
- ・「家具」（販売手数料：15%）、「マットレス」（販売手数料：15%）が追加。
- ・「ベビー&マタニティ」（販売手数料：商品1点あたりの売上合計が1,500円以下の場合には商品代金の8%、商品1点あたりの売上の合計が1,500円を超える場合は商品代金の15%）が、「ベビー用品」（販売手数料：商品1点あたりの売上合計が1,500円以下の場合には商品代金の8%、商品1点あたりの売上の合計が1,500円を超える場合は商品代金の15%）に変更。
- ・「服&ファッション小物」（販売手数料：商品1点あたりの売上の合計のうち、3,000円以下の部分については商品代金の12%、商品1点あたりの売上合計が3,000円を超える部分については商品代金の8%）が「服&ファッション小物」（販売手数料：商品1点あたりの売上の合計のうち、2,500円以下の部分については商品代金の8%、商品1点あたりの売上合計が2,500円を超え、3,000円以下の場合には商品代金の12%、商品1点あたりの売上の合計が3,000円を超える場合、3,000円までの部分については商品代金の12%、3,000円を超える部分については商品代金の8%）に変更。
- ・「アイウェア」（販売手数料：商品1点あたりの売上の合計のうち、3,000円以下の部分については商品代金の12%、商品1点あたりの売上合計が3,000円を超える部分については商品代金の8%）が追加。

オ アマゾンジャパンは、本ウェブサイトにも適用されるプログラムポリシーが変更される場合、ヘルプページ「プログラムポリシーの変更」⁸に、今後の予定を掲載している。

例えば、上記エの手数料カテゴリ③から手数料カテゴリ④への変更に関しては、同ページの「2024年プログラムポリシーの変更」の欄には、「2024年5月14日より、Amazon出品サービス手数料の一部のカテゴリ名称を明確化するために変更します。たとえば、「ベビー&マタニティ」は「ベビー用品」に、「大型家電」は「小型家電」「大型家電」になります。この更新にともなう料金の変更はありません。」との情報が掲載されている。

⁸ <https://sellercentral.amazon.co.jp/help/hub/reference/external/GQHQBTD7XB7EECN>

しかし、上記イの手数料カテゴリー①から手数料カテゴリー②への変更、上記ウの手数料カテゴリー②から手数料カテゴリー③の変更については「プログラムポリシーの変更」ページで事前開示がなされていない。

また、同ページについては、変更前（旧版）の手数料カテゴリーを確認できず、変更箇所を明確に識別することもできないため十分な内容の開示がなされているとは言い難い上、開示日の明記も欠いており、事前開示の趣旨に照らして運用としても問題がある。

カ 手数料カテゴリーの名称の変更やカテゴリーの統廃合がなされた場合、単に名称が変わるだけにとどまらず、実際に適用される手数料が変動する帰結が生じ得るため、手数料カテゴリーの名称等の変更は軽微な変更にとどまるものとはいえず、出品者への事前開示が必要である。

キ 以上の各事実から、アマゾンジャパンは法第5条第4項第1号、省令第11条第1項第1号・第2号を遵守していないと認められる。

第2 勧告の内容

- 1 アマゾンジャパンは、本ウェブサイト上での取引の実際の状況に合わせて、販売手数料に関する提供条件の内容を明確かつ平易な表現で開示すること。その際、少なくとも以下の事項を含めること（ただし、これらの事項に限られない）。なお、第一点「手数料カテゴリーをアマゾンジャパンが決定すること」については、手数料カテゴリーに関する出品者の異議をアマゾンジャパンが認めない場合にはアマゾンジャパンの決定した手数料カテゴリーが適用される体制が続く限りにおいて、記載が必要である。
 - ・手数料カテゴリーをアマゾンジャパンが決定すること
 - ・ブラウズツリーガイド（ブラウズノード）と手数料カテゴリーの正確な関係性
 - ・手数料カテゴリーの変更され得る時期（同一商品に関する初回及びその後の手数料請求の前後を問わず見直す可能性があることを含む。）
 - ・「手数料カテゴリーのガイドライン」掲載の各商品例を当該手数料カテゴリーに分類する理由その他各手数料カテゴリーの定義・分類するにあたっての基本的な考え方
- 2 アマゾンジャパンは、手数料カテゴリー自体を変更する場合及び個々の出品者の同種商品に適用される手数料カテゴリーを変更する場合には、事前に内容及び理由を開示すること（新システムによる通知文における開示を含む）。その際、少なくとも以下の事項を含めること（ただし、これらの事項に限られない）。
 - ・（手数料カテゴリー自体の変更）新旧対照表など変更箇所の明示、変更理由の明示
 - ・（手数料カテゴリー自体の変更）事前の開示日の明示
 - ・（個々の出品者の同種商品に適用される手数料カテゴリーの変更）当該手数料カテゴリーが適切であると判断した理由
 - ・（個々の出品者の同種商品に適用される手数料カテゴリーの変更）異議申立ての方法、異議申立てに必要な情報

- 3 アマゾンジャパンは、速やかに、次の事項を業務執行の決定機関である代表社員の職務執行者において確認すること。
- (1) 販売手数料に関する本勧告発出時点の開示内容につき、前記第1の2（違反事実）に指摘の事項が透明化法第5条に違反していること
 - (2) 前記1に従い、本ウェブサイト上での取引の実際の状況に合わせて、販売手数料に関する提供条件の内容を明確かつ平易な表現で開示すること
 - (3) 前記2に従い、手数料カテゴリー自体を変更する場合及び個々の出品者の同種商品に適用される手数料カテゴリーを変更する場合には、事前に内容及び理由を開示すること
- 4 アマゾンジャパンは、前記1及び2の措置を採る旨並びに前記3に基づいて採った措置を、関連する自社の役員及び従業員に周知徹底すること（例：SNS、メール、社内ポータルサイトに掲載すること）。
- 5 アマゾンジャパンは、前記1及び2の措置を採る旨並びに前記3に基づいて採った措置を、本ウェブサイトの商品等提供利用者に通知すること（例：SNS、メール、セラーセントラル上の「ニュース」欄に掲載すること）。
- 6 アマゾンジャパンは、今後、透明化法に違反することがないように、社内遵法管理体制の整備のために必要な措置を講ずること（例：前記第1の2（違反事実）に指摘の事項と同様の違反が生じないように定期的な監査を行い、かつ、関連する自社の役員及び従業員に対する透明化法遵守のための定期的な研修を実施すること）。
- 7 アマゾンジャパンは、代表社員の職務執行者における確認の上、前記1から6に基づいて採る措置に係る履行方針を速やかに経済産業省に報告するとともに、本勧告から1年の間、3か月ごとに前記1から6に係る履行状況を報告すること。

第3 報告徴収に対する回答について

当省は、アマゾンジャパンに対し、2024年4月25日付けで、法第12条第2項に基づき報告を求め、手数料カテゴリーを、内容が時期により異なる場合には、その変遷（変更内容及び変更時期）を含めて提出するよう求めた。

これに対し、アマゾンジャパンは、提出期限内の報告では、5月7日時点の手数料カテゴリー及び5月14日以降の手数料カテゴリーを示したのみであった。

しかしながら、前述第1・2・(3)のとおり、上記以外に手数料カテゴリーは変更されていたところである。その後、アマゾンジャパンから手数料カテゴリーの全ての変遷に関する報告があったものの、報告徴収に対する提出期限内の正式報告において不備のある回答がなされたことは誠に遺憾である。